

**弁護士無料法律相談のお知らせ**

弁護士による無料相談所【要予約】

- ◆**内容** 消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談
- ◆**日時** 7月16日(水) 午後1時～午後3時
- ◆**場所** 本庁1階 相談室1-3
- ◆**定員** 先着4名
- ◆**申込** 7月9日(水) 午前8時30分から  
キャンセルは7月14日(月)まで。

※7月14日(月)までに予約がない場合は中止。  
※相談時間は1人30分以内です。  
※同じ内容の相談は1回限り。担当弁護士が相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。

○予約・お問い合わせ  
教育委員会 人権係 ☎55-3117

**心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開設**

人権擁護委員、行政相談委員などによる無料相談所【要予約】

- ◆**内容** 家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害、行政に関する相談



- ◆**日時・場所**
  - 7月4日(金)午前10時～正午  
田野浦避難集会所
  - 7月4日(金)午後1時30分～午後3時30分  
錦野団地集会所
- ※キャンセルする場合は7月2日(水)まで。  
※7月2日(水)までに予約がない場合は中止。

○予約・お問い合わせ  
教育委員会 人権係 ☎55-3117

**① 6月は、高知県の「男女共同参画推進月間」です**

◆「男女共同参画」とは

「男だから、女だから、〇〇すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また、ともに責任を担う社会をめざすことです。

例えば、こんなことが男女共同参画につながっています。

①家庭で

結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために「家事は女性の仕事」と決めつけず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

②職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えています。子どもの授業参観や学校などの行事に参加するために、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があった時など、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

まずは、あなたの身の回りから行動に移してみませんか。

○お問い合わせ  
高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課  
☎088-823-9651  
こうち男女共同参画センター「ソーレ」  
☎088-873-9100

**① 2025年度黒潮町人権教育研究協議会の入会について(ご案内)**

◆「黒潮町人権教育研究協議会(町人教)」とは  
町人教ではこれまで、差別の現実に学びながら、差別撤廃・人権確立に向けて、人権教育の研修および実践に取り組んでおり、多くの皆さんとともに、今後さらなる活動の発展をめざしています。皆さんと一緒に人権教育の取組を進めていきたいと考えていますので、町人教入会のご案内をします。黒潮町が、人権文化豊かな「人権尊重のまち」となりますよう、ともに歩んでいきましょう。

◆年会費

- 個人会員：1,000円  
(※同一世帯であれば、2人目からは700円)
- 賛助会員【団体会員】：10,000円

◆申込方法

下記担当係に用意している申込書に記入してお申し込みください。

◆会員になっていただく

- 人権に関する各種行事の開催についてご案内します。
- 人権に関する各種行事に参加する際の費用(参加料、旅費など)を支給します。
- 「じんけん出前講座」を活用でき、企業や団体、地域で人権研修を行う際のサポートおよび講師を無料で派遣します。

○申し込み・お問い合わせ  
教育委員会 人権係 ☎55-3117